

○南城市建設工事競争入札参加資格及び指名基準等に関する規程

平成18年1月1日

告示第58号

改正 平成21年3月31日告示第33号

平成22年7月8日告示第51号

平成27年3月24日告示第12号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市が発注する建設工事の契約についての競争入札参加資格及び指名競争入札に付す場合の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(入札参加者の要件)

第2条 建設工事の指名競争入札に参加することができる者は、次の各号の審査に合格したものでなければならない。

- (1) 入札参加適格審査
- (2) 工事施工能力審査

(入札参加資格審査申請書の提出)

第3条 前条に規定する審査を受けようとする者は、建設工事入札参加資格審査申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて、当該審査を実施する年度(隔年)の11月1日から2月末日までの間において、市長が定める期間までに提出しなければならない。

- (1) 南城市建設工事入札参加資格審査電算入力表
- (2) 建設業許可証明書の写し
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 完成工事高内訳書
- (5) 技術職員有資格者名簿
- (6) 納税証明書
- (7) 建設業者が共同企業体を結成している場合は、共同企業体協定書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 本市に本社又は主たる営業所があり、新規に建設工事入札参加資格審査を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項に示す申請書に係る書類を添えて随時提出できるものとする。ただし、市長が臨時に指定する場合は、その指定する期間までに提出するものとする。

(入札参加適格審査)

第4条 第2条第1号に規定する入札参加適格審査は、次に掲げる事項について、その適格性を審査する。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に規定する許可を受けた建設業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（工事施工能力審査）

第5条 第2条第2号に規定する工事施工能力審査は、土木工事、建築工事、電気工事、管工事及びその他工事の種別ごとに行い、その結果を別表に定める等級に格付する。ただし、指名競争入札に参加しようとする者の少ない業種については、等級の区分を行わないことができる。

2 前項の審査方法は、客観的事項の審査及び主観的事項の審査について行う。

(1) 客観的事項の審査については、法第27条の23第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事が作成する建設業者の経営事項審査結果に基づくものとする。

(2) 主観的事項の審査基準は、別に定める。

（建設業者格付名簿等）

第6条 前条の規定により、等級を格付した場合は、建設業者格付名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

2 前項の格付の登録は、南城市建設工事競争入札参加者資格審査委員会の審査を得た後でなければならない。

3 建設業者格付名簿は、都市建設課に保管し、その副本を建設工事の発注事務を取り扱う課に備え付ける。

4 名簿は、公表する。

（平21告示33・平27告示12・一部改正）

（審査結果通知）

第7条 名簿に登録した有資格者に対しては、市独自の格付をした場合のみ審査結果通知書を交付するものとする。

（平21告示33・一部改正）

（公表の内容）

第8条 名簿の公表の内容は、業種別、格付別業者の名称又は商号、住所、代表者名とする。

（名簿公表の時期及び方法）

第9条 名簿の公表は、審査結果が確定した後、業種別及び格付別業者一覧表により、速やかに公表する。

2 公表の方法は、閲覧及び市ホームページ上で掲載するものとし、閲覧による場合は、都市建設課において閲覧受付簿に必要事項を記入して行うものとする。

3 閲覧期間は、審査結果通知後、次期の定期の資格審査に基づく登録の日までとする。

(平21告示33・平27告示12・一部改正)

(入札参加者)

第10条 競争入札参加者は、第5条の等級の格付を受けた当該等級該当者とする。ただし、当該等級該当者が少数である場合その他必要がある場合においては、当該等級を基準とし、1級上下の等級該当者による競争入札の方法によることができる。

(指名基準)

第11条 工事の性質等により指名競争入札に付する場合は、第5条に規定する当該等級該当者の中から指名する。ただし、これにより難しいときは、当該等級を基準とする1級上下の等級該当者から適当と認める者を選定して行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、本市の発注した工事において特に優秀な工事成績を上げた業者に対しては、工事内容、工期等を十分考慮して1等級上位の工事に指名することができる。

3 災害等緊急施工を必要とするもの又は地域の特殊性その他市長が特に必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該等級以上の等級該当者のうちから指名することができる。

4 機械器具設置工事、塗装工事、防水工事及びこれらに類する特殊な工事の場合は、この規定による登録を受けていないものでも法第3条に規定する許可を受けた建設業者のうちから、適当と認める者を選定して行うことができる。

5 建設工事の適性な発注及び効率的な執行その他中小建設業者の保護、育成等を図るため、工事の内容等を考慮して工事ごとに共同企業体を結成させて工事を発注することができる。

(資格の有効期間)

第12条 第3条第1項に規定する者の入札参加資格の有効期間は、登録の日から翌々年3月31日までとする。

2 第3条第2項に規定する者の入札参加資格の有効期間は、登録の日から同条第1項に規定する市長が指定する期日の年の3月31日までとする。

3 第3条第1項の資格審査決定がなされないときは、前2項の期間は、その資格決定がなされるまで引き続き有効とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐敷町、知念村、玉城村、大里村においてなされたこの告示に相当する手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年3月31日告示第33号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年7月8日告示第51号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日告示第12号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(平22告示51・一部改正)

業種別	土木1式工事、建築1式工事	電気工事、管工事、その他
等級	金額 工事予定価格	金額 工事予定価格
A級	5,000万円以上	2,000万円以上
B級	2,500万円以上5,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満
C級	1,000万円以上2,500万円未満	1,000万円未満
D級	1,000万円未満	

別記様式(第3条関係)

建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

南城市長 殿

申請者	フリガナ 所在地又は住所 フリガナ 商号又は名称 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX番号
-----	---

許可を受けている建設業	大臣 知事	許可(—) 第 号
	大臣 知事	許可(—) 第 号
	建設業の種類	

今般貴市所管に係る建設工事の入札に参加したいので、指定された関係書類を添えて申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

別記様式（第3条関係）